

「令和8年度甲府市食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見募集について

食品衛生監視指導計画は、食品衛生法及び関係法令に基づく監視指導等を、重点的、効率的、かつ効果的に実施するために、食品衛生法に基づき市長が毎年度定めています。

令和8年度甲府市食品衛生監視指導計画（案）を策定しましたので、これに対する市民の皆様の意見を募集します。

1 意見募集の対象となる事案

- 「令和8年度甲府市食品衛生監視指導計画（案）」

【意見提出関係資料】

- ① 意見募集チラシ
- ② 意見提出用紙
- ③ 備付場所一覧

2 事案に関する資料の閲覧方法

○市政情報コーナー（本庁舎2階）、総合案内（本庁舎1階）、各窓口センター（市内10箇所）、健康支援センター生活衛生薬務課窓口（南庁舎2号館2階）に備付の資料の閲覧

○インターネット（甲府市ホームページ）を利用した閲覧

ホームページ>市政情報>広聴>パブリックコメント>意見募集中・募集予定のもの

3 意見を提出できる期間

令和8年2月18日（水曜日）～令和8年3月19日（木曜日）（必着）

4 意見を提出する方法

意見を提出される方は、意見提出用紙に記入し、次のいずれかの方法により提出してください。

○郵送の場合

〒400-0858 甲府市相生二丁目17番1号
甲府市 保健衛生部 生活衛生室 衛生薬務課 あて

○持参の場合

甲府市 保健衛生部 生活衛生室 衛生薬務課（南庁舎2号館2階）

○ファクシミリの場合

FAX: 055-242-6178

○電子メールの場合

E-mail: skesykm@city.kofu.lg.jp

5 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方は、意見を提出することができます。

○市内に住所を有する方

- 市内に事務所又は事業所を有する方
- 市内に勤務する方
- 市内の学校に在学している方
- 本市に対し納税義務を有する方

6 提出の際の留意事項

- 電話での意見は、受付いたしません。
- 直接お持ちいただく場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までにお願いいたします。
- 意見提出の際の使用言語は、日本語を原則といたします。他言語による提出の場合は、日本語訳を添付してください。
- 提出される方の氏名、住所及び連絡先（法人等にあっては、その名称、所在地及び連絡先）を必ず明記してください（匿名の意見は、受付いたしません）。
- いただいた意見には、個別に回答いたしません。また、意見提出用紙は、返却いたしません。

7 提出された意見の取り扱い

- いただいた意見は、「令和8年度甲府市食品衛生監視指導計画」の策定にあたり考慮するとともに、意見の概要と市の考え方をホームページに公表いたします。
- 住所・氏名など個人に関する情報は公開しないとともに、他の目的で使用することはありません。

8 問い合わせ先

甲府市 保健衛生部 生活衛生室 衛生薬務課
TEL：055-237-2550（直通）